主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鍜冶四郎の上告趣意第一は、単なる法令違反の主張であり(相当量の來維物が混在する本件「し尿」につき、港則法二四条一項にいう「ごみその他これに類する廃物」に該当するとした原判断は相当である。)、同第二ないし第五は、単なる訴訟法違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四四年三月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	/ \	郷